

**令和6年度
特別職報酬等審議会
第1回会議 資料**

目次

1. 担任する事務について
2. 運営方法及びスケジュール
3. 特別職報酬等審議会経緯
4. 特別職の期末手当の支給月数
5. 令和6年度人事院勧告の概要
6. その他(次回日程候補日)

議題3 当審議会の担任する事務について

【法律・条例】

○地方自治法第138条の4第3項（補助資料1）

普通地方公共団体は、法律又は条例の定めるところにより、執行機関の「附属機関」として、審査会、審議会、調査会その他の調停、審査、諮問又は調査のための機関を置くことができる

○白井市附属機関条例第2条及び別表（補助資料2）

市長及び教育委員会に別表に掲げる附属機関を置き、当該附属機関において担任する事務、組織、委員の構成、定数及び任期は、同表に掲げるとおりとする

→市長の諮問に応じ、市議会議員の議員報酬若しくは政 務活動費の額又は市長、副市長若しくは教育長の給料若しくは手当の額について調査審議すること

【国の通知等】（補助資料3）

○昭和39年5月28日自治給第208号 自治事務次官通知

地方公共団体の特別職の職員の報酬等の額の決定について第三者機関の意見を聞くことによりよりその一層の公正を期する必要があると認められる

○昭和43年10月17日自治給第94号 自治省行政局長通知

- ・特別職の職員の給与の内容の明確化
- ・特別職報酬等審議会

○昭和48年12月10日自治給第77号 自治省行政局公務員部長通知

【まとめ】

市の附属機関として設置された「特別職報酬等審議会」の委員として、市長からの「諮問」に対し、審議等を通じて「答申」を返す

議題4 会議の運営方法及び今後のスケジュールについて

会議の運営方法

項目	内容
1. 会議	<ul style="list-style-type: none">・会長が招集・委員の過半数が出席しなければ開くことができない・議事は出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは議長が決するところによる (補助資料2 白井市附属機関条例第6条)
2. 公開	<ul style="list-style-type: none">・原則公開 ただし、白井市情報公開条例に定める非公開情報に該当する事項の審議を行うときは、公開しないことができる
3. 傍聴	<ul style="list-style-type: none">・会場の広さに応じて傍聴席を設ける（5席程度を予定）
4. 会議録作成	<ul style="list-style-type: none">・原則録音する・筆記方法 →逐語筆記（全文筆記に近い形）・発言者の表記方法 →「委員」「会長」「事務局」
5. 会議録確定	<ol style="list-style-type: none">①録音された音声データを元に事務局が「案」を作成②委員全員にメール等で確認③修正が必要な場合は事務局で修正し、委員全員にメール等で再確認④確定
6. 会議録公表	<ul style="list-style-type: none">・市ホームページ・情報公開コーナー（東庁舎1階）

【今後のスケジュール】

○任期

令和6年9月2日から令和9年9月1日まで

○令和6年度

今般の諮問については、市長、副市長、教育長の期末手当に係ることとであり、条例を改正する必要がある場合は、令和6年第4回定例議会（12月）に議案を提出予定であることから、答申を令和6年11月を目途にまとめたい。

▼第1回会議（令和6年9月2日）

- ・委嘱状交付
- ・審議会、担任する事務等概要説明

▼第2回会議（令和6年10月中旬）

- ・諮問事項の審議

千葉県人事委員会勧告が例年10月初旬にでます

→審議終了の場合は会議終了、答申へ

審議継続の場合は次回会議へ持ち越し（11月初旬）

▼第3回会議（令和6年11月初旬）

- ・諮問事項の審議

→審議終了、答申へ

▼答申

- ・答申を踏まえ、対応を決定（市）

令和6年度	9月						10月						11月						12月					
	1	5	10	15	20	25	1	5	10	15	20	25	1	5	10	15	20	25	1	5	10	15	20	25
第1回会議	■																							
会議録調整・確認		■	■	■																				
第2回会議									■	■														
会議録調整・確認									■	■	■													
第3回会議													■	■	■									
会議録調整・確認													■	■	■	■								
答申												■												
対応検討												■											■	
議案提出																							■	
定例会(市議会)																			■	■	■	■	■	■

令和7年度以降は未定です。

議題5 これまでの諮問及び答申内容について

諮問		答申内容	結果
平成19年	市長、副市長の給料月額 (原案なし)	現行額のまま据え置き (財政状況と減額措置を考慮)	給料月額改定無し
平成21年	市長、副市長の給料月額と 期末手当の支給率減	原案のとおり給料月額据え置き、 期末手当率の減	給料月額改定なし 期末手当の支給率を年間4.05月に減
平成22年	市長、副市長の期末手当の支給率減	原案のとおり期末手当率の減	期末手当の支給率を年間3.85に減
平成23年	市長、副市長の給料月額の据え置き	原案のとおり給料月額据え置き (減額措置を考慮)	給料月額改定無し
平成24年	市長、副市長の給料月額の据え置き	原案のとおり給料月額据え置き (減額措置を考慮)	給料月額改定無し
平成27年	市長、副市長の給料月額と期末手当の支給率 (原案なし)	給料月額、期末手当の支給率いずれも引き上げ (平成6年から改定がないことや、社会情勢等を考 慮) ※菅員 特別職はまちの活性化を担っていることから、市 の財政状況を勘案した報酬にする必要がある。	給料月額改定無し (市の財政状況を勘案した報酬にする必要がある との意見を踏まえ) 平成29年から期末手当の支給率を4.30月に増
令和4年	市議会議員の議員報酬の額と市長、副市長、教育 長の給料の額について ※このうち、令和4年は議員報酬のみ 市議会から令和5年の改選に合わせて報酬額を 増額とすることの検討依頼あり	報酬額の増額(一律月額5万円) ただし、議員定数を当時の定数であった21人から3 人減らし、18人とすることを条件とする。	執行部：議員報酬増額の条例改正案を令和4年第 4回定例会(12月)に提案 議会：議員定数を18人に減らす→可決 議員報酬増額の条例改正案→否決 ※議員報酬増額の条例改正案を令和5年第3回 定例会に議員発議→可決 令和6年4月1日から一律5万円増額
令和5年	市議会議員の議員報酬の額と市長、副市長、教育 長の給料の額について ※このうち、令和5年は市長、副市長、教育長の給 料の額について(原案なし)	給料額の増額 ※なお書きとして、諮問事項ではないが、通勤手 当の支給について支給することが妥当であるとの 考えを示す	執行部：市長、副市長、教育長の給料の額及び通 勤手当の支給について条例改正案を令和6年第1 回定例会(3月)に提案 議会：原案のとおり可決 ※令和6年4月から増額

議題6 特別職(市長、副市長、教育長)の 期末手当の支給月数について

【特別職と一般職の違い】

●特別職と一般職とは(地方公務員法第3条)

□特別職

法律の定めがある場合を除き地方公務員法が適用されず、
地方自治法・規定・要綱等による人事管理

- ・選挙等によって就任する職(市長、議員)
- ・自由任用職(任命権者が任意に任用)
- ・非専務職(委員会及び審議会の委員、消防団員)

□一般職

地方公務員法が適用

- ・特別職以外の職員

●報酬、給料、手当の根拠

□特別職

- ・常勤の特別職の職員の給与及び旅費等に関する条例
(市長、副市長、教育長)
- ・白井市特別職の職員で非常勤のもの報酬及び費用弁償
等に関する条例
(例えば特別職報酬等審議会委員)
- ・白井市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例

□一般職

- ・一般職の職員の給与に関する条例
- ・企業職員の給与の種類及び基準に関する条例
- ・白井市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条
例

●期末手当の仕組み

□共通点

6月1日及び12月1日(以下「基準日」という。)に在職する職
員に対して、期末手当を支給する

※基準日以前6箇月以内の期間における当該職員の在職期間に
よる除算措置有。

□特別職(市長、副市長、教育長)

[期末手当]常勤の特別職の職員の給与及び旅費等に関する条例第3条

①基準日現在の給料の月額に100分の15を乗じる
(役職加算分)

②①で得た額の合計額に100分の225を乗じる
(支給月数分)

→100分の100が1月分なので、2.25月分
(年2回の手当を合計すると4.5月分)

[勤勉手当]

支給無し

□一般職

[期末手当]一般職の職員の給与に関する条例第20条

①基準日現在の期末手当基礎額に100分の122.5を乗じて
得た額(支給月数分)

→100分の100が1月分なので、1.225月分
(年2回の手当を合計すると2.45月分)

②規則で定める職員は役職加算あり

《基礎額》同条例第20条第4項

給料及び扶養手当の月額並びにこれらに対する地域手当の月額の合計額

[勤勉手当]一般職の職員の給与に関する条例第21条

①基準日現在の勤勉手当基礎額に100分の102.5を乗じて
得た額(支給月数分)

→100分の100が1月分なので、1.025月分
(年2回の手当を合計すると2.05月分)

※成績により乗じる額は変わります。

《基礎額》同条例第21条第3項

給料とこれに対する地域手当の月額の合計額

[期末・勤勉手当を合わせると]

1.225月分+1.025月分=2.25月分
(年2回の手当を合計すると4.5月分)

●給与改定

□特別職

社会情勢、市の財政状況、第三者意見など様々な要素を勘案して決定

→条例改正

□一般職

国家公務員一般職を対象とした人事院勧告、千葉県一般職を対象とした千葉県人事委員会勧告を勘案して決定

▼均衡の原則(地方公務員法第24条第2項)

職員の給与は、生計費並びに国及び他の地方公共団体の職員並びに民間事業の従事者の給与その他の事情を考慮して定められなければならない

→条例改正

【令和6年6月期 期末手当の状況】

近隣市

市名	支給月数 (期別)	支給月数 (年間)	役職加算
市川市	2.250	4.50	0.20
船橋市	2.250	4.50	0.20
松戸市	2.250	4.50	0.15
成田市	2.250	4.50	0.20
佐倉市	2.225	4.45	0.20
習志野市	2.250	4.50	0.20
柏市	2.250	4.50	0.20
流山市	2.225	4.45	0.20
八千代市	2.050	4.10	0.15
我孫子市	2.175	4.35	0.20
鎌ヶ谷市	2.250	4.50	0.20
八街市	2.025/2.175	4.20	0.15
四街道市	2.000	4.00	0.20
印西市	2.250	4.50	0.20
富里市	2.025/2.175	4.20	0.15
白井市	2.250	4.50	0.15

類似団体

市名	支給月数 (期別)	支給月数 (年間)	役職加算
東京都あきるの市	2.350	4.70	0.20
東京都福生市	2.325	4.65	0.20
東京都清瀬市	2.250	4.50	0.20
東京都国立市	1.975/2.075	4.05	0.20
埼玉県鶴ヶ島市	2.250	4.50	0.20
埼玉県北本市	2.250	4.50	0.20
埼玉県蓮田市	2.250	4.50	0.20
埼玉県日高市	2.250	4.50	0.20
茨城県牛久市	1.700	3.40	0.15
茨城県竜ヶ崎市	1.675	3.35	0.15
茨城県守谷市	1.700	3.40	0.15

ほか千葉県内市

市名	支給月数 (期別)	支給月数 (年間)	役職加算
千葉市	2.250	4.50	0.20
銚子市	1.700	3.40	0.45
館山市	2.250	4.50	0.12
木更津市	2.250	4.50	0.20
野田市	2.250	4.50	0.20
茂原市	2.250	4.50	0.20
東金市	2.250	4.50	0.20
旭市	2.250	4.50	0.15
勝浦市	2.175	4.35	0.15
市原市	2.250	4.50	0.10
君津市	2.250	4.50	0.20
鴨川市	2.275	4.55	0.20
富津市	2.250	4.50	0.15
浦安市	2.250	4.50	0.20
袖ヶ浦市	2.250	4.50	0.20
南房総市	2.250	4.50	0.20
匝瑳市	2.200	4.40	0.15
香取市	2.250	4.50	0.20
山武市	2.250	4.50	0.20
いすみ市	2.250	4.50	0.15
大網白里市	1.900/2.050	3.95	0.15

白井市の特別職の具体的な期末手当額

①令和6年6月期の期末手当額

職	給料月額 (A)	役職加算率 (B)	役職加算額 (C) A×B	基礎額 (D) A+C	支給月数 (E)	期末手当期額 (F) D×E	期末手当年額 F×2
市長	851,000	0.15	127,650	978,650	2.25	2,201,962	4,403,924
副市長	707,000	0.15	106,050	813,050	2.25	1,829,362	3,658,724
教育長	666,000	0.15	99,900	765,900	2.25	1,723,275	3,446,550

②令和6年度人事院勧告の率を当てはめた場合の期末手当額

職	給料月額 (A)	役職加算率 (B)	役職加算額 (C) A×B	基礎額 (D) A+C	支給月数 (E)	期末手当期額 (F) D×E	期末手当年額 F×2
市長	851,000	0.15	127,650	978,650	2.30	2,250,895	4,501,790
副市長	707,000	0.15	106,050	813,050	2.30	1,870,015	3,740,030
教育長	666,000	0.15	99,900	765,900	2.30	1,761,570	3,523,140

③ ①と②の差額

職	期額	年額
市長	48,933	97,866
副市長	40,653	81,306
教育長	38,295	76,590

議題7 人事院勧告の内容について

【月例給】

○初任給を大幅に値上げ(職種によるが2万円以上)

○おおむね30歳代後半までの職員に重点をおいて、

全職員を対象に引上げ改定

例:1級 11.1%、2級 7.6%、全体 3%

【期末・勤勉手当】

○年間で0.1月分引上げ

4.50月 → 4.60月分

(期末手当、勤勉手当、ともに0.05月分引上げ)

○給与制度のアップデート

・初任給大幅値上げ(管理職は職責重視の体系に刷新)

・通勤手当の上限を月15万円に引上げ(新幹線通勤の要件緩和)

・地域手当を都道府県単位に広域化

(白井市は現行6%から4%の区分に)

・配偶者に係る扶養手当を廃止、子に係る手当を増額

議題8 その他

第2回会議の開催日候補

- ・10月10日(木) 午前・午後
- ・10月15日(火) 午前・午後
- ・10月17日(木) 午前のみ
- ・10月26日(土) 午前・午後

人事課人事研修係

直通 047-401-5976

E-Mail jinji@city.shiroi.chiba.jp